

道第2報
(最終報)国道57号 三角浦地区における車両火災による
通行規制の解除について

令和6年7月26日10時10分より、国道57号^{うきしみすみまち}宇城市三角町^{みすみうら}三角浦地内において、車両火災による全面通行止めを行っていましたが、7月27日5時00分をもって、通行規制を解除します。

ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。

全面通行止め解除箇所

【国道57号】^{うきしみすみまちみすみうら}宇城市三角町三角浦付近

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 熊本災害対策支部



総括保全対策官

^{こが}古賀 ^{たかのり}尚永

占用調整管理官

^{もりた}森田 ^{ゆういち}雄一

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号 電話：096-382-1111（代表）